

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
法務・法人局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土地改良法による道営換地処分……………（農業施設管理課）	35
○土地改良法による国営換地処分……………（農業施設管理課）	35
○知事権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	35
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更……………（治山課）	36
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………（治山課）	36
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	36
○土砂災害警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	36
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（維持管理防災課）	37
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	37

告 示

北海道告示第28号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、美唄市中美唄地区の換地処分をした。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第29号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、真狩村真狩地区2工区の換地処分をした。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第30号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 保安林予定森林の所在場所 二海郡八雲町浜松153の1・154の12・157の1・157の3・158の1・159の1・160の1・160の4・161の1・254の1・254の4・257の1（以上12筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
 - 指 定 施 業 要 件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第31号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 浦河郡浦河町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び浦河町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第33号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 沙流郡平取町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 火災の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
- イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第34号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 北斗市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び北斗市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 木古内停車場線 上磯郡木古内町字本町338番15地先から 平成28. 1.13

同郡木古内町字本町235番1地先まで

北海道告示第36号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57

号) 第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小川左1の沢川 (I-12-0570)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
島牧郡島牧村字本目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 2 (1) 土砂災害警戒区域の箇所番号
小川左2の沢川 (I-12-0560)
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
島牧郡島牧村字本目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第37号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成12年法律第57号) 第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年1月12日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧歌島1 (I-1-470-1007)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
島牧郡島牧村字歌島 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
島牧本目4 (I-1-478-1015)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

島牧郡島牧村字本目 (次の図のとおり)

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を北海道後志総合振興局小樽建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道十勝総合振興局告示第1号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年1月12日

北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
地上配管セット6品目 (高張力鋼管、バンド、エンドキャップ、ハイドラントティー、ハイドラントオープナー及び町野付ボールレバー) 一式 全184点
- 2 落札を決定した日
平成27年11月12日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 緑産株式会社
(2) 住 所 神奈川県相模原市中央区田名3334番地の5
- 4 落札金額
7,560,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成27年10月2日付け北海道十勝総合振興局告示第92号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目